

「第3次青森県障害者計画」

別冊

「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進
に関する条例」及び「青森県手話言語条例」
制定に基づく第3次青森県障害者計画別冊

令和3年3月

1 趣 旨

本県では、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

この共生社会の実現には、全ての障害者にとって、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるとともに、人々が交流し、情報を伝達し、互いの感情を理解し合うために必要な手話を含む言語その他の意思疎通手段について、可能な限り選択の機会が確保され、日常生活や社会生活において円滑な意思疎通が図られることが重要です。

このため、障害者にとっての多様な意思疎通手段についての県民の理解の促進や、障害者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に取り組むとともに、手話についての理解及びその習得の促進を図るため、令和2年3月に「障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」（略称：意思疎通手段利用促進条例）を、令和2年7月に「手話言語条例」を制定しました。

2つの条例では、「意思疎通手段の利用の促進」、「手話についての理解とその習得の促進」について、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務、学校等の設置者の取組等を明らかにしています。

「意思疎通手段利用促進条例」の第8条では、障害者基本法に定める障害者計画に、条例の推進のための基本的な方針やそのために必要な事項について定めることとしており、「第3次青森県障害者計画」の別冊として、条例に基づく今後の施策の方向性や主な取組について示すこととしました。

2 方針

県民が多様な意思疎通手段があることや手話についての理解を深め、障害者の意思疎通手段の利用の機会の拡大が図られるよう、また、手話を習得する機会の確保に取り組んでいきます。

施策の策定、実施にあたっては、障害のある方や家族、支援者、関係団体などのご意見を聞き、障害のある方に寄り添いながら進めていきます。

また、身近な地域において取組が広がるよう、専門的・広域的な観点から市町村の取組を支援するなど市町村との連携を図るとともに、県民の皆様、事業者、教育関係者の皆様にも参画いただきながら、施策を策定、実施してまいります。

第3次青森県障害者計画

1 障害・障害者への理解促進

(第3次青森県障害者計画 p24)

(1) 障害・障害者への理解の促進

① 共生社会づくり運動の推進

○障害・障害者への理解促進と意識改革を通じて、共生社会の実現をめざす取組として、あおり共生社会づくり推進運動を展開します。

○地域社会における共生、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮等の障害者基本法及び障害者差別解消法に定める基本的な考え方を周知し、共生社会の実現をめざします。

② 行政、企業における職員研修

○行政や企業における職員研修において、障害・障害者への理解促進を図っていきます。

③ ボランティア活動

○ボランティア活動を通じて、障害者と関わる機会を設け、障害・障害者への理解促進を図っていきます。

7 情報バリアフリー化の推進

(第3次青森県障害者計画 p58)

(2) 視覚、聴覚障害者の日常生活意思疎通支援

手話通訳者、要約筆記者や点訳奉仕員、朗読奉仕員などの養成研修会を拡充し、障害者の日常生活における意思疎通の充実を図ります。

○地域における聴覚障害者の円滑なコミュニケーション支援に向け、手話通訳者及び要約筆記者を養成し、聴覚障害者の日常生活における意思疎通の充実を図ります。

○地域における視覚障害者の円滑なコミュニケーション支援に向け、点訳・朗読奉仕員を養成し、視覚障害者の日常生活における意思疎通の充実を図ります。

○地域における盲ろう者の円滑なコミュニケーション支援に向け、指文字、触手話等により通訳を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、盲ろう者の日常生活上の意思疎通の充実を図ります。

3 条例の概要

	意思疎通手段利用促進条例	手話言語条例
定 義	意思疎通手段 言語（手話を含む。）点字、音訳、代筆、筆談、指文字、要約筆記、字幕、触覚を使った意思疎通、代読、実物及び絵図の提示、身振り、手振り、表情、コミュニケーションボード、意思伝達装置その他の障害者と他者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段	手話 ろう者が日常生活又は社会生活において手指の動き、表情等により思想、感情等を表現するために使用している言語
基本理念	全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することが重要であるとの認識の下に行うこと。 ・多様な意思疎通手段があることへの理解が深められ、意思疎通手段の利用の機会の拡大が図られること。 ・県、市町村、関係機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力すること。	ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することが重要であるとの認識の下に行うこと。 ・手話についての理解を深めるための機会及び手話を習得する機会の確保が図られること。 ・県、市町村、関係機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力すること。
県の責務	基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する。	基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを実施する。
県民の責務	必要性についての理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努める。	必要性についての理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努める。
事業者の責務	必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動に関し県の施策に協力するよう努める。	必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動に関し県の施策に協力するよう努める。
学校等の設置者の取組	児童等に対する意思疎通手段についての啓発、学習の機会の確保等の取組を実施するよう努める。 ・教職員に意思疎通手段に関する知識及び技能の向上のための研修を受けさせるよう努める。 ・児童等及びその保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努める。	児童等が手話で学ぶことができるようにするため、教職員に手話に関する知識及び技能の向上のための研修を受けさせるよう努める。
県の取組	・学習の機会の提供等 ・意思疎通支援者等の養成 ・意思疎通手段を利用した情報の発信	・習得の機会の提供 ・県民等の理解の増進

4 施策の方向性と主な取組

(1) 障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例

① 学習の機会の提供等に関すること（条例第9条）

県民及び事業者が、障害者の意思疎通手段の利用について理解を深め、これについて積極的に学習することが促進されるよう、意思疎通支援者や関係団体と連携し、学習の機会の提供や広報活動等に取り組みます。

主な取組

- ・ポスター及びパンフレットの作成
- ・ホームページや広報媒体を利用した広報活動の充実
- ・県民向けフォーラム、事業所向け講習会の開催

② 意思疎通支援者等の養成（条例第10条）

障害者と他者との意思疎通が円滑に行われるようにするためには、意思疎通支援者とその指導者の養成が重要です。これらの意思疎通支援者等の養成のための研修を行い、意思疎通支援者の確保・定着を図ります。

主な取組

- ・手話通訳者養成研修の実施
- ・手話通訳士養成研修の実施
- ・要約筆記者養成研修の実施
- ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施
- ・意思疎通支援者指導者養成研修の実施
- ・失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修の実施
- ・意思疎通支援者キャリアパス構築支援研修の実施

③ 意思疎通手段を利用した情報の発信（条例第11条）

障害の特性に応じた意思疎通手段を利用する方が、日常生活に必要な情報を得るためには、それぞれの特性に応じた方法で情報発信がされることが必要となります。

障害者が、県政等に関する情報について円滑に取得できるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用して県政等に関する情報を発信するよう努めます。

主な取組

- ・ 障害福祉課における手話通訳者の設置
- ・ 県主催のイベントに手話通訳・要約筆記を配置
- ・ ホームページの音声読み上げソフトへの対応
- ・ 広報誌「県民だよりあおもり」の点字版、録音版の提供
- ・ 映像番組への字幕、手話通訳挿入
- ・ 音声コードの導入
- ・ 障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した対応
(筆談、実物又は絵図の提示等)

④ 学校等の設置者の取組（意思疎通手段利用促進条例第7条、手話言語条例第7条）

障害のある幼児児童生徒等（以下児童等）が、生活していく上でその障害の特性に応じた意思疎通手段を獲得する機会があることが重要です。さらに、障害のある児童等の教育に関わる教職員の意思疎通手段や手話に関する知識及び技能の向上が必要です。そのため、学校等の設置者は、教職員に意思疎通手段及び手話に関する知識向上のための研修を受けさせるよう努めます。

また、児童等及びその保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談に的確に応ずることができるよう研修に努めます。

主な取組

- ・ 障害の特性に応じた意思疎通手段を用いた授業の実施
- ・ 校内における教職員向け意思疎通手段に関する研修の実施
- ・ ろう学校における手話に関する知識及び技能の向上のための研修
- ・ 校外における手話又は意思疎通手段に関する研修への教職員の参加
- ・ 出前講座の活用
- ・ 障害の特性を学ぶ研修の実施
- ・ 障害のある幼児児童生徒並びに保護者への対応研修

(2) 手話言語条例

① 習得の機会の提供（条例第8条）

手話の習得を必要とする聴覚障害者及びその家族等並びにろう者の家族等が手話を習得することができるようにするため、手話の習得の機会の提供を行います。

主な取組

- ・手話講習会（初めて手話を学ぶ方の体験講座等）の開催。
- ・手話の習得を必要とする聴覚障害者及び家族向けの手話講座の開催

② 県民等の理解の増進（条例第9条）

手話についての県民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等に取り組みます。

主な取組

- ・手話講習会及び手話奉仕員養成研修の開催
- ・広報媒体を活用した学習の機会の提供についての周知
- ・県民向けフォーラムの開催